

東京税理士会

秋号

さたざわ

VOL. 244
令和7年11月15日



contents

◆第1回常会報告	2	◆フットサル部報告	11
◆第六世代税理士用電子証明書について	3	◆野球部報告	12
◆新公益法人会計基準の概要	4,5	◆東京都最低賃金改正のお知らせ	12
◆租税教育に参加して	6	◆支部研修(綱紀監察)について	13
◆風立ちぬ(その8)	7	◆会員異動のお知らせ	13
◆支部研修日帰りバス旅行	8,9	◆北沢のニューフェイス	16
◆ボウリング部報告	10	◆表紙のことば	16
◆ゴルフ部報告	11	◆編集後記	16



第1回常会報告

総務部長 志村 哲

令和7年10月22日(水)、梅丘パークホールにおいて、令和7年度第1回常会が開催されました。常会に先立ち、まず安部井副支部長の挨拶の後、北山雅也先生（北沢支部）を講師にお招きして「第六世代税理士用電子証明書について」をテーマに、午後1時30分から午後3時30分まで研修会を開催いたしました。電子証明書はクラウド上にあるため、郵便局に出向かずに一般書留で受け取りになります。

10分間の休憩を挟んだ後、午後3時40分から常会が開催されました。まず新入転入会員16名の紹介が行われ、次に阿部隆支部長の挨拶と支部長報告に移りました。支部長報告の主な内容は以下のとおりです。

- ① 第六世代電子証明書について、郵送される書類を捨てない。第五世代電子証明書を令和8年3月31日までは捨てないようお願いします。
- ② 税務署に設置している掲示板の取扱いについて、9月中に取り外しを行い、常会の案内に同封して会員の皆様に返却済です。掲示板自体の取扱いは日税連と国税局で協議中です。
- ③ 研修受講時間の公表について、令和6年度の受講時間が公表されています。今年度も36時間以上の研修受講をお願いします。傷病や介護等の理由で受けられない場合は免除申請をご活用ください。
- ④ 税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」のバッジ配布について、各支部100個配布されておりますので、欲しい会員は事務局で受け取って下さい

さい。磁石が強力なため、ペースメーカーや機械式時計をお使いの方は注意してください。

- ⑤ 財務大臣による懲戒処分について、令和7年6月に北沢支部で2名の処分がありました。粉飾決算の訂正での財務大臣処分が増加しております。日税連の綱紀監察部で「綱紀事案未然防止のためのチェックシートを作成しておりますので、ご活用下さい。会員向けに、9月に東京税理士会前綱紀監察部長鳴島先生のセミナーを開催いたしました。
- ⑥ 東京税理士会HPの「会員向けお知らせ」での定期的な情報収集をお願いします。

支部長報告に続き、阿部健治理事及び高橋恒次理事から理事会報告が行われました。その後、各部委員会の部長、委員長が各部委員会報告を行い、質疑応答の後、常会は午後4時40分に終了いたしました。

常会終了後、北沢税務署との税務連絡協議会が開催されました。阿部支部長の挨拶の後、堀込署長からご挨拶を賜り、協議会では黒川総務課長の進行のもと、担当統括官から連絡事項の説明が行われ、質疑応答の後、税務連絡協議会は滞りなく終了いたしました。

税務連絡協議会終了後、午後5時50分より懇親会を開催いたしました。左右副支部長の開会挨拶において、会員の皆様の北沢支部60周年記念行事への積極的な意見や参加のお願いと意気込みの披露がされました。





第六世代税理士用電子証明書について

北山 雅也

この会報が届く頃には、会員の皆さんのお手元に税理士認証カード（赤いICカード）が届いている頃かと思います。

第六世代税理士用電子証明書は、これまでの第五世代税理士用電子証明書と操作方法等は、変わりませんので違和感なく利用できると思いますが、システム上は大きく変わりました。第五世代までと第六世代の主な違いをまとめると以下の通りとなります。

	第五世代まで	第六世代
ICカード発行対象者	電子証明書発行希望者	全会員
ICカード送達方法	本人限定受取郵便	一般書留郵便
電子証明書所在	ICカード内臓	クラウドサーバー
ICカード2枚発行	可能	不可(マイナンバーカード併用)
ICカード二次利用	制約あり	制約なし
ICカード有効期間	5年	10年（電子証明書は5年）
署名時のインターネット	不要	必要

変更点の内、会員の皆様が特に気になるであろう2点について解説します。

まずICカード発行対象者ですが、第五世代税理士用電子証明書までは、電子証明書希望者のみでしたが、税理士認証カードは全会員に発行されます。第五世代までは希望者に限定していた理由は、ICカードの中に電子証明書が格納されているため、ICカード自体が電子認証法の規制対象となりICカードの活用に大きな制約が掛かってしまうことになりました。日税連では、多額の費用を掛けて電子認証局を維持していますが、電子認証法の影響でICカードを様々な会務に活用することができない状況にありました。

第六世代では電子証明書をクラウドの認証サーバーに格納し、インターネット経由で認証サーバーにアクセスするリモート署名方式を採用しました。税理士認証カードはこのクラウドの認証サーバーにアクセスする鍵の役割を担います。そのため、第六世代税理士用電子証明書を利用する会員は、税理士認証カードで別途電子証明書の申請手続きを行なう必要があります。手続きの方法は税理士認証カード同封の案内又は日税連HPをご参照下さい。今後は、電子証明書とICカードを分離したことにより、ICカードを電子認証法の制約を受けず様々な会務に活用する道が開かれました。

もう1点は、第五世代税理士電子証明書は破損等の対策として2枚発行が可能でしたが、税理士認証カードは1人1枚しか発行されません。これは下記の4つ理由から1枚発行となりました。

- ① 税理士認証カードは、クラウド上にある電子証明書にアクセスするための鍵のような役割を果たすもので、複数枚の認証カードを発行した場合、すべての認証カードが同時に有効に使えるため、なりすまし・ニセ税理士等の危険性が高まる懸念があります。
- ② 税理士認証カードの他にマイナンバーカードを使用してクラウド上にある電子証明書にアクセスすることも可能です。そのため、税理士認証カード、マイナンバーカードによる実質2枚持ちの状態とすることができます。
- ③ これまでICカードの中に電子証明書が格納されていたため、カードの破損により電子証明書そのものが壊れてしましました。そのため物理的にICカードを複数枚持つことで対応していました。しかし、第六世代の電子証明書はクラウド上にあるため、壊れることはできません。
- ④ リモート署名サーバーがダウンして電子証明書にアクセスできない事態が発生した場合、認証カードを2枚持っていても意味がありません。

第五世代税理士用電子証明書は来年3月31日まで有効ですので、第六世代税理士用電子証明書の登録が完了しても、直ちに廃棄はしないでください。クラウド署名方式は新しい方式なので、開発に当たっては様々な事象を想定して対応も検討されていますが、想定外のトラブルが発生する可能性はあります。特に確定申告の繁忙期にトラブルが発生した場合、第五世代税理士用電子証明書があれば対応することも可能となります。

今後、税理士認証カードの利用が会務で広がる事を期待していただきたいと思います。



新公益法人会計基準の概要

研修部 鈴木 竹夫

I 初めに

平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会から公表された公益法人会計基準（以下「旧基準」）は、平成21年10月、令和2年5月の改訂を経て、長らく公益法人の財務諸表の作成の基準として機能してきました。公益法人制度のあり方を検討してきた内閣府は、令和6年に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（認定法）、「同認定等に関する法律施行令」（認定施行令）、「同認定等に関する法律施行規則」（認定内閣府令）を改正し、内閣府公益認定等委員会は、これを受けた公益認定等ガイドラインを見直し、令和6年12月20日に新しい公益法人会計基準（以下「新基準」）を公表しました。公益法人は、原則として令和7年4月1日からこの新基準を適用して財務諸表を作成することとされました。ただし、令和10年4月1日前に開始する事業年度までは、新基準によらず旧基準を適用することができるという3年間の経過措置が設けられました。新基準は旧基準とは内容が大きく異なっており、公表から数ヶ月で適用開始ということで、公益法人としては、新基準への適用時期の原則的対応には苦慮しているところです。以下その概要について説明いたします。

II 適用対象法人

旧基準及び新基準の規制対象となる公益法人とは、次に示す①、②、③の範囲の法人と考えられます。すなわち、① 公益社団・財団法人（認定法第2条第3号に定められた法人、いわゆる「公益認定」を受けた法人）、② 移行法人（整備法123条第1項に定められた法人で、平成20年の制度改革時に公益認定を受けずに旧法から新制度へ移行した法人で、公益目的支出計画を実施し、この計画実施状況について認可行政庁の監督を受ける一般社団・財団法人）、③ 移行法人に該当しない一般社団・財団法人（認定法第7条に基づき公益認定を申請している法人も含まれます。）の3区分に属する法人です。

III 基本的な考え方の変化

旧基準と新基準の基本的な考え方の違いについては、以下のような点が挙げられます。

1. 財務報告の目的に関する認識

旧基準においては、財務諸表等の作成に当たって拠り所となる適切な基準を策定することにより、公益法人の健全なる運営に資することがこの基準の目的であることが記載されています。旧基準の目的に関する規定としては、ごく一般的な表現であり、公益法人としての固有な表現は見受けられません。

一方、新基準では、まず公益法人は、非営利法人として、外部の資源提供者から反対給付を伴わない資源提供（設立時の財産の拠出、寄付金、補助金、会費等）を受け、これを主な財政的基盤として、当該法人の組織目的を達成するための活動を行うことが一般的であると法人の特性を説明します。このことから公益法人には、前述の資源提供者、債権者、従業員、ボランティア従事者、地域住民、行政庁といった多様なステークホルダーが存在するなかで、このうち特に資源提供者が公益法人における組織目的を達成するための活動の基盤となる重要なステークホルダーであることを強調しています。資源提供者が資源提供を行う意思決定をするに当たっては、公益法人によって実現してもらいたい公益活動を確実に実施できる財政基盤や事業実績を有しているかを把握するための情報が特に有用と考えられます。公益法人の側から見れば、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することが主要な目的となります。

2. 財務諸表の様式についての修正

旧基準の財務諸表では、公益法人特有の構成、区分が設けられ、あるいは特有の会計処理が行われていました。新基準では、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務諸表の開示とするため、これらを見直し一般的な企業会計に近い内容と様式が導入されました。基本的な表示方法も「財務諸表の本表は簡潔にまとめ、詳細情報は注記で開示する」という考え方で統一されました。正味財産増減計算書は、これを「活動計算書」に名称変更し、本表は機能別分類で大枠のみの開示に改められました。

3. 財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の情報開示の充実

旧基準下での公益法人の財務規律（収支相償、公益目的事業比率、有休資産）への適合性は、公益法人が決算後に認可行政庁へ提出する定期提出書類において検討され、認可行政庁の確認を受ける体制となっていました。新基準下では、公益法人が財務諸表の注記及び附属明細書において、財務規律への適合性（収支相償、公益目的事業比率、使途不特定財産額）の一体的な情報を自ら開示することとなります。旧基準下では収支相償は単年度の均衡が原則とされました。新基準下では5年単位の中期

的収支均衡へと柔軟化されました。

4. 近時の公益法人の活動や社会情勢への変化への対応

旧基準では明確に触れなかった内容で、新基準で取り扱うべき内容として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などが明確化され、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示等が追加されました。

IV 具体的な変更内容（主要なもの）

1. 貸借対照表における変更事項

- 1) 貸借対照表の資産の部は、企業会計と同様に流動・固定区分の表示を徹底することとなり、旧基準の基本財産、特定資産の区分は廃止されました。基本財産や使途拘束資産を有する場合は注記で詳細を開示します。
- 2) その他有価証券の時価評価差額は、貸借対照表の純資産の部において「その他有価証券評価差額金」として純資産に直入することとなりました。

2. 損益計算書における変更事項

- 1) 損益計算書の名称は、正味財産増減計算書から「活動計算書」に変更されました。
- 2) 旧基準の一般正味財産、指定正味財産はそれぞれ「一般純資産」、「指定純資産」へ名称が変更され、財源別区分は活動計算書本表ではなく注記により開示することとなりました。
- 3) 活動計算書本表では、公益法人全体としての純資産の増減内容を「経常活動区分」及び「その他活動区分」に分けて開示します。
- 4) 従来、指定正味財産に受け入れた収益を、指定が解除されて一般正味財産増減の部で費用計上する場合は、指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替える会計処理（いわゆる振替処理）を行っていましたが、活動計算書本表ではこの処理は廃止され、注記で開示することとなりました。
- 5) 費用科目の表示方法は、「公1事業費」「公2事業費」「収益事業費」「管理費」等の活動別分類（いわゆる機能別分類）となり、旧基準で本表で開示されていた詳細な形態別分類による情報は、新基準では注記により開示されます。
- 6) 活動計算書と貸借対照表の純資産の一致は、注記情報を介在して確認することとなります。ただし貸借対照表の純資産に、その他有価証券評価差額金の金額が直入された場合、この金額については活動計算書の純資産金額の増減として扱いませんので、両表における純資産の額に差異が生じます。
- 7) 配当金・利息については、旧基準では、指定正味財産の寄付者等から使途に制約が課されている場合などにおいて、指定正味財産の増減として会計処理することがありました。しかし新基準では、配当金・利息について、指定純資産を原資とする資産から生じたものであっても、一般純資産区分の収益として会計処理することとなりました。
なお、指定純資産を原資とする資産について、売却損益、評価損益（その他有価証券評価差額金を除く）又は減損が生じた場合は、指定純資産区分の収益・費用として会計処理することとなります。

3. 財務諸表に対する注記における変更事項

- 1) 公益社団法人及び公益財団法人の財務諸表の注記には、旧基準にはなかった各本表に係る注記の区分が新設され、貸借対照表の注記として18項目、活動計算書の注記として3項目、キャッシュ・フロー計算書の注記として2項目が設けられ、詳細な情報の開示が求められています。
- 2) 貸借対照表の注記には、会計区別内訳、使途拘束資産の内訳、指定純資産の内訳等の注記が新設され、旧基準で本表として開示していた財産目録は、この区分の注記事項に変更されました。
- 3) 活動計算書の注記には、財源区別内訳、会計区分及び事業区分別内訳、事業費・管理費の形態別区分の注記が新設されました。これらの注記情報は、旧基準では、正味財産増減計算書及び同計算書内訳表の各本表において開示されていましたが、新基準では、全て注記事項となりました。

4. 附属明細書の内容における変更事項

- 1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細、引当金の明細が設けられていますが、貸借対照表の注記にも同様の内容の様式が設けられています。旧基準の取扱いと同様、貸借対照表の注記に記載していれば、附属明細書の記載はその旨を記載して省略できるものと考えます。
- 2) 財務規律適合性に関する情報は、Ⅲ基本的考え方の変化3.において述べたとおり、旧基準下では、定期提出書類に記載し認可行政庁に報告して確認を受ける書類でしたが、新基準下では附属明細書に記載して開示することとなりました。

V 終わりに

以上、新基準の内容について概要を述べましたが、新基準が公表されて間もなく、会計処理の概要は公表されていますが、会計実務の詳細についての解説資料、例えば日本公認会計士協会の実務指針等が公表されておらず、恐らく殆どの公益法人は、新基準の原則的な適用時期から適用を開始せず、経過措置により適用時期をずらすことが見込まれます。



租税教室に参加して

租税教育推進委員会 藤野 莊子

私が租税教室に興味を持った理由は、親戚に教師が多かったため、子どもに向けて何かを伝える活動にはもともと関心があったからです。そんな時、北沢支部に入会した年の支部の歓迎会で「藤野先生、租税教育とか向いているんじゃない」と声をかけていただきました。お世辞と分かっているながら、そういう言葉に弱い私は、即座に登録に行きました(笑)。

租税教室は、税理士会が作成したシナリオをもとに授業を進めます。私が初めて租税教室を担当したときは、年始の忙しい時期にもかかわらず、杉田先生や廣田先生が支部の会議室で練習に付き合ってくださいました。とても心強く、仲間の存在のありがたさを実感しました。

いざ初めて教室に立つと、「子どもたちが元気に参加してくれるだろうか」と心配していたのが嘘のようでした。手を挙げる子が次々に出てきて、こちらが時間内に授業を終えられるか心配になるほどの盛り上がり。そんな積極的な姿勢に触れて、私自身も大いに元気をもらいました。

授業の内容は大まかに次のような流れです。

- ・税理士の仕事紹介
- ・納税義務や税金の役割について
- ・税金は身近なことに使われている（学校など）
- ・1億円レプリカ
- ・お店に払った消費税はどうなるの？（国会で決められている）
- ・税金を集めるゲーム
- ・税金のグループ分け（法人税・消費税・固定資産税）

とくに「税金を集めるゲーム」は一番人気で、私も楽しいなと思う瞬間です。子どもたちが自分の発想で税金の集め方を考えたり、予想外の意見を出したりする姿は、まさに最近の柔軟な授業スタイルを反映していて、こちらまで楽しくなります。授業を通じて、税金のあり方やその役割について考える

きっかけになってもらえることが、大きなやりがいにつながっています。

また、授業の中では「税理士の仕事」についても紹介しています。子どもたちにとっては普段あまり耳にしない職業かもしれません、「社会に必要とされる、やりがいのある仕事なんだ」と知ってもらえるのは、とても貴重な機会です。また、租税教室に参加した子どもたちの中から「税理士って面白そうだな」と思ってくれる子が現れて、将来、キャリアを考えるときに税理士という仕事を選んでくれたら、嬉しいなというひそかな野望もあります。

もちろん大変な面もありますが、子どもたちが楽しそうに学ぶ姿に触れると「また担当したい」と思います。北沢支部の租税教育メンバーはとても仲が良く、「こんな工夫をしてみよう」と話し合いながら準備したり、打ち合わせをする時間もまた楽しいです。

租税教育の目的は、税金の仕組みを理解してもらうことを通して、社会参画意識を育むことにあります。とても社会的な意義のある活動であり、私自身もやりがいを強く感じています。

子どもたちの笑顔や素直な反応に触れるができるのは、税理士の活動の中でも特別な経験です。まだ参加されたことのない方も、ぜひご一緒にいただきたいと思います。きっと「またやってみたい！」と感じられるはずです。

現在、租税教育メンバーは絶賛募集中です。ぜひ一緒に、楽しく、そして意義のある租税教室を盛り上げていきましょう！



前回、前々回と在来線で四国を周った話をしましたが、今回がその最終話です。愛媛の松山からフェリーで広島へ辿り着いたので、広島でグルメを楽しみ、そのまま東京へ帰ろうと思っていました。広島は大都市なので人も多く、広島駅からすぐ歩いたところにマツダスタジアムがあるため、広島東洋カープのユニフォームを纏った人で溢れかえっていました。街中がとにかく赤一色であり、スタジアム壁面や通路、コンビニから駅前の売店、電車の色まで赤で染められ、市民の方々のカープ愛を肌で感じます。

広島では、広島焼や尾道ラーメン、宮島の穴子飯などを食し、グルメを一通り満喫したのですが、東京に帰る前に少し人混みから離れたくなりました。

適当にネット検索すると、電車とバスを乗り継げば、1時間半程度で山口県岩国市の錦帯橋へ行けるとのこと。錦帯橋も名勝地であるため、多くの観光客がいることが想定されましたが、そのときは特に何も考えず足を運ぶことにしました。

広島駅から山陽本線で岩国駅まで行き、そこからバスで錦帯橋へ。バスを降りると、古風な民家が立ち並ぶ閑静な住宅街の雰囲気を感じましたが、少し歩くと錦川が眼前に現れ、広やかな空間に錦帯橋が姿を見せます。



日本三名橋の1つで、組木の技術をもとに造られているため、巨大なアーチ状の木造大橋であるにも関わらず、釘が1本も使用されていないことが特徴です。

先日、あるクイズ番組で演出された「山口県民が選ぶ絶景・名所ランキング」でも、秋吉台や秋芳洞を抑えて1位に選出されており、県外でも知らない

人はいない名所だと思います。

人の叡智の象徴のような造形物が、ありふれた渓流風景を一変させることに、一種の畏怖すら感じさせる不思議な場所というのが、私の第一印象でした。

ただ幸いなことに、私が行ったときは特に観光地化されているような感じも無く、人も疎らで徐々に気持ちが安らいだのを覚えています。橋の上から景色を眺める若者、川遊びをする子供、河岸で釣りを楽しむ年配の方。当日は錦川の流れも穏やかで、岩国城が聳える小山から吹く爽やかな風が、心地好い感覚を与えてくれます。

錦帯橋は元々、錦川の氾濫により幾度も橋が流されたことへの対策として、洪水に耐えられる屈強な橋を目的として造られています。その後も度々破損するなどしているので、私が行った際は、たまたま川の流れが穏やかだったのかもしれません。



私の趣向に合ったのは、橋の下からの眺望です。橋の上は、直射日光が当たるため、秋であっても暑く感じるかもしれません、橋の下は陽の光が橋に遮られ、程良い寛ぎを与えてくれます。錦川の流れの音を聞きながら、橋脚の石壁に腰を掛け休息していましたが、都会の喧騒を忘れるには最適な空間です。

また、橋を渡ったところには、吉香公園という静穏な領域が広がっています。旧岩国藩主の吉川家ゆかりの歴史的建造物が立ち並び、江戸時代の城下町を連想させます。

春になれば桜の名所とも言われていて、季節を問わず楽しめる場でもあるようです。

支 部 研 修 日 帰 り バ ス 旅 行 群馬

厚生部長 秋吉 勇吾

◆はじめに

10月1日に北沢支部日帰り研修旅行が行われました。北沢税務署前に午前8時半集合でしたが、予定時刻より少し早めに出発することができました。今回は、大型バスに乗り総勢27名で群馬へ行きます。道中は、5月にお亡くなりになった酒井克彦先生のDVD研修を行い、少し複雑な気持ちでしたが、在りし日のお元気な姿と共にとても充実した内容の講義でした。



こんにゃくパーク

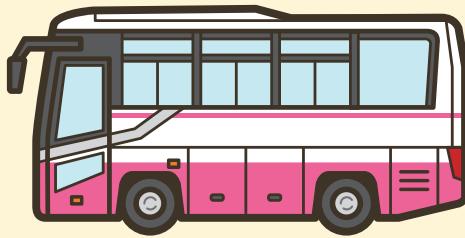
バスは高速をスムーズに進行し、時間通りにこんにゃくパークに到着です。こんにゃくパークでは、まずこんにゃくバイキングを堪能しました。こんにゃく料理の種類は、刺身、甘辛煮、唐揚げ、ラーメン、デザート類等々たくさんのメニューがあり、とても全種類は食べきれませんでした。次は、こんにゃくフルーツゼリーエクスペリエンスで、エプロン、キャップ、マスクと着用し、みんなで協力して完成させました。完成したゼリーは、各々自宅へ持ち帰り、とても美味しかったと評判でした。その後、お土産の購入時間となり、私は、有料のこんにゃく詰め放題に挑戦し、袋からあふれるほどのこんにゃくを持って帰りました。とても重かったです。



豆腐料理フルコース

お昼は、お待ちかねの豆腐料理をコースでいただきました。豆酔鍋で出来立ての生湯葉から始まり、お刺身や天ぷらもありお腹いっぱいになりました。美味しい料理の数々で、ビールや日本酒などみなさんお好みのお酒で舌鼓を打ちました。出発時刻があっという間に近づいてしまい、集合写真を撮りいざ出発です! こんにゃく、豆腐とヘルシーでしたので動物性たんぱく質が欲しくなったのは、ここだけの話です。





ガトーフェスタハラダ

最後の目的地は、ガトーフェスタハラダの本社工場見学です。バスが工場に到着すると、工場スタッフの方が施設の説明をしてくれました。行き届いたサービスで、みんな感心していました。まずは工場見学をし、試食コーナーで飲み物と共にここでしか食べられないグーテ・デ・ロワ・ブリュレは最高でした。工場は、ロボットが一生懸命作業してくれていました。廊下には、ハラダの商品がずーっとショーケースに陳列されており、次に向かう直営販売店への期待と興奮が高まっていきます。案の定、販売店ではラスクに使うフランスパンまで買ってしまうほどに買い過ぎました。



◆終わりに

今回の支部旅行は、あいにくの空模様でしたが、旅行の目的地がそれぞれ屋内施設であり、バスもトイレ付きであることから安心して飲食もでき、研修の合間に会話も楽しめました。今回は残念ながら参加できなかった会員の方も多数いらっしゃったと思います。

来年は宿泊旅行の年となります。楽しい企画をご用意しますので、楽しみにしていてください！

ボウリング部報告

令和7年9月3日（水）、笹塚ボウルにて第19回北沢杯ボウリング大会が開催されました。今回は13名の会員の方々にご参加いただき、楽しくボウリングをすることができました。初参加で左右浩正会員、森島重樹会員、大村奈緒子会員にご参加いただき、大会が盛り上りました。2ゲームのトータルで順位が競われました。女性はレディスハンディがあり、気軽にご参加いただけます。皆さん、ストライクやスペアを出すと会員同士でハイタッチをして盛り上がり、ガーターを出してしまってみんな一緒に残念がり、声を掛け合っていました。阿部健治会員と秋吉勇吾会員はストライクを3連続で出すという「ターキー」を達成しました。

優勝は、阿部健治会員で唯一トータルが300ピンを超みました。第2位は、岩田清美会員、第3位は、大村奈緒子会員と女性会員が大活躍でした。ブービー賞の会員は、2大会連続という名誉？も授かったようです。

ボウリング終了後は、笹塚ボウル内のパーティールームで懇親会が行われました。最初に成績発表があり、その後は各自の成績や近況報告で和気あいあいと盛り上りました。毎回楽しく大会ができるのは、初参加の方に対しても気さくに話しかけて盛り上げてくださるボウリング部の皆様のおかげです。

例年の北沢杯ボウリング大会は、笹塚ボウルで開催されてきましたが、経堂ボウルでも良いのではな

いかとの声もあり、今後検討しようと思います。

近年のボウリング場は、ボウリングのピンを紐で吊るすという「ストリングピンセッター」でコスト、メンテナンスの面からメリットがあり導入が進んでいます。笹塚ボウルはこの「ストリングピンセッター」ですが、経堂ボウルは既存の「ピンセッター」が使われており、往年のボウリングファンであるボウリング部の会員たちから慣れ親しんだ「ピンセッター」がいいと言う声がありました。

ともあれ北沢杯は支部会員同士の親睦を深め、適度に運動をする喜びを再認識すること目的とした大会ですので、多くの会員の方に気軽にご参加いただきたく、部員一同皆様の参加を心からお待ちしております。

(ボウリング部 秋吉勇吾)



ゴルフ部報告

北沢会第243回報告

日時：2025年10月3日(金)

場所：上野原カントリークラブ

参加者：11人

<優勝者コメント>

前回は集合時間に遅れて恒例の集合写真に納まることができませんでした。今回は遅れないことだけを考えて参加いたしましたが、運よく優勝できてよかったです。

ちょうど2年前から北沢会ゴルフコンペに参加させていただくようになって、初めて勝利の美酒を味わうことができました。

前半は出木杉君で100点満点、自分でも驚く内容でした。後半は失速して、猛追する古野先生に並ばれかけたようでしたが、最終ホールのパーパットをねじ込んで何とか逃げ切ることができました。

当日は天気にも恵まれ、カート乗り入れOKの高原ゴルフを満喫できました。ゴルフは年齢性別を問わず誰もが楽しめるスポーツです。これからゴルフを始めたいとお考えの方、経験はあるけれどブランクのある方、どなたでも気軽に参加できる会ですので、みなさん奮ってご参加ください。

(ゴルフ部 宇賀神君夫)



順位	氏名	Gross	HC	Net
1	宇賀神 君夫	81	11	70
2	古川 孝行	82	11	71
3	安藤 淳	95	23	72
5	相川 克二	95	20	75
7	梶原 宏文	108	29	79
ブービー	阿部 博美	113	23	90

ドラコン	安藤 淳	古野 孝行
ニアピン	宇賀神 君夫(2)	小林 敬司
ベスグロ	宇賀神 君夫	81
大波賞	大宮 光好	66→52
水平賞	古野 孝行	41=41

フットサル部報告

9月22日（月）に日税グループ主催のフットサル大会に参加しました。

この大会は全12チームの参加があり、全4日間での総当たり戦となります。北沢支部（チーム名 シルエラ北沢）は初日に試合が無く、本日が初戦ということになります。試合結果は0勝4敗に終わりました。

大会2日目を終了して、北沢支部は現在12位（最下位）となっています。

まだ、大会は残り2日ありますので、ここから上位進出なるかということで、次回結果をお楽しみに。

フットサルはテニスコートくらいの広さで、ボールは弾まないものを使用して、5人対5人で行うスポーツで、サッカーの経験が無くても楽しめます。また、この大会は女性の参加者もたくさんいますので、是非興味のある方は一緒にやりましょう！

(フットサル部 山田稔幸)



対戦相手	スコア	結果
板橋・中野支部	0対2	敗戦
藤沢・神奈川支部	1対4	敗戦
武蔵府中支部	0対5	敗戦
東村山支部	0対3	敗戦

野球部部報告

東京税理士会第136回支部対抗野球大会が10月7日(火)から江東区夢の島野球場で開催されました。

北沢支部は13時40分からの試合でした。対戦相手は前回準優勝の強豪、麻布支部です。

2回戦(初戦) 対麻布支部

一回表、北沢支部の切り込み隊長金山会員が四球で出塁し二盗を決めますが、三盗は好送球で阻止されました。その後、宮嶋会員の二塁打が出ましたが得点には至りませんでした。

北沢支部の先発は吉田会員です。一回裏、麻布支部の強力打線につかまり、2本の本塁打と四死球もからみ、打者14人の猛攻で10点を奪われます。

二回表、森島会員が左中間を抜ける三塁打で1点を返し反撃を開始します。二回裏、麻布支部の攻撃を零点に抑えて北沢支部の流れです。三回表には宮嶋会員の中越え本塁打、山田会員、森島会員の適時

打で4点を返します。

しかし、その裏、麻布支部に5点を追加され、大会規定によりコールドゲームとなりました。

	1	2	3	計
北沢支部	0	1	4	5
麻布支部	10	0	5X	15

序盤に大量失点してしまいましたが、強豪相手に一矢報いることができました。宮嶋会員と森島会員の活躍が光りました。

平日にもかかわらず、今回多くの会員の皆様が応援に来て、熱い声援を送ってくれました。いつもありがとうございます。これからも応援よろしくお願いします。

また、野球部員を募集していますので、ご興味がある方は事務局までご連絡ください。

(野球部 吉田光宏)



• • • •

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和7年10月3日から63円引上げ時間額1,226円に改正されました

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ>

■東京都最低賃金について ・東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614(直通)

■各種助成金について

ワン・ストップ無料相談 ・東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865

業務改善助成金について ・業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440

支部研修(綱紀監察)について

日時：令和7年9月10日（水）午後6時から8時 場所：梅丘パークホール 参加会員 33名

東京税理士会綱紀監察部の鳴島和昭先生を講師として迎え、「具体的な事例にみる会員の綱紀保持について～故意による不真正税務書類の作成による懲戒処分を中心に～」を題材として研修を行いました。前半はテキストによる講義、後半は質疑応答を中心に行われ、充実した研修となりました。

日時等の都合で参加できなかった会員も多かったと思います。東京税理士会のマルチメディア研修サイトに、研修タイトル「その事務所の運営方法 懲戒処分の危険はないの？～改正された事務所概念の実務上の具体的取扱い & 懲戒処分にならない為に

知っておくべき注意事項～」もございますので、受講をお勧めします。



会員異動のお知らせ

【入会】

占部 彩花



皆様、はじめまして。北沢支部に入会いたしました占部彩花と申します。

小学生の男子を育てながら、仕事と育児に日々奮闘しております。趣味は飼い犬と遊ぶことで、息子と犬の賑やかな毎日を楽しんでおります。

まだまだ未熟な点も多いですが、一歩一歩成長してまいりたいと思っておりますので、これからご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

川村 桢 (関東信越会)

【転入】

橋爪 祐典 (麹町支部より)

岡 純也 (日本橋支部より)

【転出】

淺井 有子 令和7年9月2日 武藏府中支部へ

<会員異動の公開情報の変更について>

日税連では、税理士の情報公開についてプライバシー保護の観点も考慮すべきとの見解により、「税理士情報検索サイト」で、事務所所在地の一部表示および電話番号の非表示を任意に選択できるようになりました。

当支部においても、事務所所在地、電話番号の取扱いについて日税連の「税理士情報検索サイト」に一本化させていただきます。

【退会】

村上 雄太 令和7年 7月30日 業務廃止

吉田 章 令和7年 8月29日 死亡

横倉 光男 令和7年 9月26日 業務廃止

【事務所】

川上 誠仁	事務所住所	事務所電話
	事務所名称	税理士区分

大澤 清 事務所住所

廣井 誠 事務所住所 事務所電話 事務所FAX

藤野 荘子 事務所住所

北山 雅也 事務所住所

潤賀 信一郎 事務所住所



東税協の事業 ご存知ですか

報酬自動支払制度

顧問料を関与先の口座から引落し、5営業日後に先生方の口座へまとめて振込。
先生方の集金業務の負担を軽減。関与先にとつては振込の手間や手数料の負担を軽減。
インボイス制度に対応した請求書の発行、「振替のお知らせハガキ」の送付が出来ます。

(株)日税ビジネスサービス(事務代行社)

不動産情報サービス事業

不動産の売買、仲介を中心に、財産評価、相続対策等、お困りの際に是非ご相談ください。
先生方を親身になって支えます。

(株)日税不動産情報センター
三井住友トラスト不動産(株)
(株)国土工営
住友不動産ステップ(株)

事業総合傷害保険

仕事中のケガはもちろん、日常生活のケガまで
24時間の補償
会費はお1人様月々2,000円
使用者賠償責任保険も自動付帯
一般財団法人あんしん財団

中小機構の各種共済制度

「小規模企業共済」
個人事業主・会社役員の退職金制度
掛け金は全額所得控除可
「倒産防止共済(経営セーフティ共済)」
関与先の連鎖倒産を未然に防ぐ制度
掛け金は損金(法人)又は必要経費(個人)に算入可

税理士生命保険代理店の各制度

東税協共栄会
「経営者大型保障プラン」
税理士登録代理店…大同生命(単独受託)
全国税理士共栄会
「VIP大型総合保障制度」
税理士VIP代理店…受託会社は以下の11社
朝日生命、日本生命、ジブラルタ生命、明治安田生命、
エヌエヌ生命、SOMPOひまわり生命、アクサ生命、富国生命、
三井住友海上あいおい生命、オリックス生命、FWD生命

本組合が事務受託をしている上記共栄会の基本理念に基づき、記載の各生命保険会社の税理士代理店の推進活動を行っております。各種支援策・奨励策も用意しておりますので代理店への登録、活動にご興味をお持ちの方はお問い合わせください。

その他事業

▶ 住宅メーカー斡旋事業

大和ハウス工業(株)
(分譲マンション・一般住宅・集合住宅)
ミサワホーム(株) (注文住宅・リフォーム)
旭化成ホームズ(株) (注文住宅・集合住宅)
住友林業(株) (注文住宅)
株)長谷工コーポレーション
(分譲マンション・分譲住宅)

▶ カード事業

三菱UFJニコス(株)
税理士DCカード
税理士MUFG CARD

▶ IT機器割引サービス

デル・テクノロジーズ(株)

この他にも様々な事業がございます。
詳細はホームページをご覧ください。



東京税理士協同組合

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

日税M&A 総合サービス



「M&A」をはじめとして日税は、事業承継をトータルにサポートいたします！

企業

- ・経営計画作成
- 事業承継「最適なスキームのご提案」
- ・会社分割
- ・組織再編
- ・事業再編
- ・補助金の活用

実行
(対応策)

親族内承継

- ・事業承継税制の活用コンサルティング

※認定経営革新等支援機関登録済み

詳しくは
二次元コードから

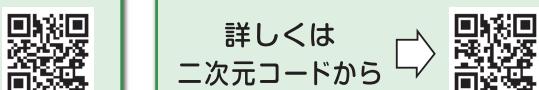


M&A (第三者承継)

- ・売却、買収支援
- ・買収後の統合支援(PMI)

※「M&A 支援機関」登録済み

詳しくは
二次元コードから



MBO(従業員承継)

- ・スキームの提案から資金調達支援まで

ホームページはこちら



URL <https://nbs-nk.com>

ご相談は無料です。また、着手金・最低報酬は設けておりません。

税理士顧問料の集金は**報酬自動支払制度**にお任せください。

報酬自動支払制度は



インボイス制度対応

ネット受付口座振替サービス



開始！



【ネット口振サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。



関与先様
1件から
利用可能

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料(振込手数料含む)

口座振替請求手数料

無料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料(振込手数料含む)

口座振替請求手数料

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用の
場合、2,100円/月となります。

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

詳しい制度内容は、ホームページから！

報酬自動支払制度

検索



関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。



税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス

URL <https://www.nichizei.com/nbs/>



お問い合わせは

- 日税M&A総合サービス ▶ 03-3345-0600 (日税経営情報センター)
報酬自動支払制度 ▶ 0120-155-551
My 集金 NET ▶ 03-5931-0666

心に残った神社仏閣

穂苅 清美

2024年6月に練馬東支部から北沢支部に転入しました穂苅清美と申します。昨年開催していただいた歓迎会で北沢支部の皆様の優しさに触れ、先日の研修会後の懇親会でも楽しい一時を過ごさせていただき、開業から1年が経ちましたが、北沢支部で開業して良かったと思っています。



さて、今回の寄稿では趣味の一つである神社仏閣巡りのお話をしたいと思います。確定申告後の4月と繁忙期突入前の11月には、同業の夫と毎年必ず旅行に行って英気を養うようにしています。旅先では地元の神社仏閣にお参りをし、御朱印をいただいている。御朱印帳は10冊目に突入しましたが、スタンプラリーのようにはならないよう、時間に余裕があれば写経も行い心を落ち着かせています。

今回は、今まで訪れた神社仏閣の中から心に残ったベスト3をあげたいと思います。

第3位 圓教寺（兵庫）

私が初めて御朱印をいただいた場所で、当時は日本では珍しいチベット語の御朱印がいただけました（チベット語を書ける僧侶が退職してしまったため現在は行っていません）。姫路の険しい山肌に建てられ、「ラスト・サムライ」など数々の映画のロケ地にも使われた厳かな建物は、海外の密教の寺院を想起させます。

第2位 大山祇神社（愛媛）

広島県と愛媛県を結ぶしまなみ海道にある神社で、小さな島の神社と侮っていましたが、本殿正面に聳える御神木や宝物殿の秘宝中の秘宝に圧倒されます。スピリチュアルを感じていなかった私も不思議な力強さを感じる正にパワースポットであり、また訪れたい神社No.1です。

第1位 西芳寺（苔寺）（京都）

一面苔生した庭園が美しい京都の世界遺産です。参拝は事前申込制で、最初に写経をして心を整えてから拝観します。入場人数が制限されているため、ゆっくりお庭を見ることができます。静寂の中に佇む苔生した池や東屋は異世界に迷い込んできたようです。

番外編 ほしいも神社（茨城）

私の出身地の茨城県にある令和になって初めて創建された新宮です。絵馬はお芋の形で自分のほしいもの（欲しいもの）をお願いします。神社の目の前には太平洋が広がっており、とても心安らぐ場所です。芋けんぴは絶品です。

神社仏閣と一緒に言っても、地域の歴史や文化、建築された年代によってそれぞれ違うため、何度も行っても飽きません。最近は御朱印集めをされている方も多いです。同じ趣味の方がいればお話ししたいなあと思います。



表紙のことば

奈良公園でのんびり過ごす鹿たちの姿には、見てるだけで心が和みます。四季の移ろいとともに、鹿と人が自然と共に暮らす奈良の風景は、何度訪れても新しい発見があります。古都の静けさの中に、あたたかなぬくもりを感じる一枚です。（広報部）

編集後記

今年の東京の夏の気温について、気象庁によると、6月の日最高気温が30度以上の日数は、前年は7日に対し6月16日以降月末まで（6月25日は29.6度）続き、月平均気温24.7度で、統計を開始した1875年以降、最も高くなりました。7月の日最高気温で30度以上の日数は27日（前年25日）、35度以上の日数は7日（前年12日）となり月平均気温は28.4度（平年値25.7度）でした。8月の日最高気温が30度を超えた日数は29日（前年29日）で35度以上の日数は18日（前年7日）で、8月30日には今年の最高気温38.5度を記録します。8月の月平均気温29.6度となり月平均気温が高い方から1位となりました。東京の夏（6月から8月）の3か月平均気温は、高い方から1位となりました。数値では7月は去年より涼しかったらしいですが、私の記憶では7月も含めて全て暑かったです。（井上勝）

発行日 令和7年11月15日

発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 隆
編集人 広報部長 井上 勝
製作 有限会社ガットデザイン